

# 宮津市公報

令和4年6月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目 次

### 条 例

- 16 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例 ..... 1  
17 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ..... 1  
18 宮津市市税条例等の一部を改正する条例 ..... 2

### 告 示

- 80 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（矢原自治会） ..... 5  
81 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（大久保自治会） ..... 5  
82 宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱 ..... 6  
83 宮津市議会定例会の招集 ..... 6  
84 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（上司自治会） ..... 6  
85 宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ..... 7  
86 宮津市チャレンジおうえん補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ..... 8  
87 宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ..... 8  
88 宮津市景観まちづくり事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ..... 9  
89 宮津市大学等連携事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ..... 9  
90 令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱の一部を改正する要綱 ..... 9  
91 自治功労者等の表彰 ..... 10

### 公 告

- 14 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 ..... 10  
15 公示送達 ..... 11  
16 宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項 ..... 11  
17 宮津市営住宅入居者の公募 ..... 16  
18 農用地利用集積計画の縦覧 ..... 16  
19 公示送達 ..... 17

### 水 道 事 業

#### 《告 示》

- 11 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 ..... 17

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 11 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 17

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

24 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録における被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日	18
25 宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	18
26 有権者総数の50分の1の数	18
27 有権者総数の3分の1の数	19
28 有権者総数の6分の1の数	19

——— 農 業 委 員 会 ———

《告 示》

5 宮津市農業委員会定例総会の招集	19
-------------------	----

## 条 例

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月23日

宮津市長 城崎雅文

### 宮津市条例第16号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第5条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

— \* \* \* —

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月23日

宮津市長 城崎雅文

### 宮津市条例第17号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第20条第2項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び宮津市一般職職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第20条第5項から第7項まで若しくは第24条第1項から第3項まで若しくは第6項又は宮津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）第5条の3第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。  
（1）再任用職員（給与条例第4条の3第1項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。）以外の職員  
次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合  
ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15  
イ 給与条例第4条第3項に規定する特定任期付職員 167.5分の10  
（2）再任用職員 72.5分の10
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外)

- 16 令和4年6月に支給する期末手当の額から、第11条第1項及び第20条第1項の規定により準用する宮津市一般職職員の給与に関する条例のうち宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第17号)附則第2項に規定する調整額を減じる規定は、適用しない。

\* \* \*

宮津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月23日

宮津市長 城崎雅文

#### 宮津市条例第18号

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

(宮津市市税条例の一部改正)

- 第1条 宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第34条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第34条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第35条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「控除しきれなかった」を「控除することができなかった」に、「申告書に係る年度分の個人の府民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税」に改める。

第37条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第37条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第37条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1項を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第37条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))

の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第56条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第56条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第4条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第6条の3第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第20項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第6条の4第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第13条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第15条の4第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第15条の4の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第

1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第15条の4の2第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削り、「第3条の2の2第9項の規定より」を「第3条の2の2第9項の規定により」に改める。

附則第18条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第63条」に、「又は第34項」を「又は第33項」に、「若しくは第34項」を「若しくは第33項」に改める。

附則第25条を削る。

(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち宮津市市税条例第37条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族( )の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第25条第2項及び第37条の3の3第1項並びに附則第2条の4第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中宮津市市税条例附則第6条の3、第6条の4及び第18条の規定並びに第2条の規定 公布の日

(2) 第1条中宮津市市税条例第34条第4項及び第6項、第35条の8第1項及び第2項、第37条の2第1項ただし書及び第2項、第37条の3第2項及び第3項並びに第56条の7の改正規定並びに同条例附則第12条の3第2項、第15条の4第4項並びに第15条の4の2第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中宮津市市税条例第17条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項及び同条例第73条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条及び附則第5条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例第17条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の宮津市市税条例(以下「新条例」という。)第37条の3の2第1項の規定は、附則第1条本文に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき第37条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の宮津市市税条例(次項において「旧条例」という。)第37条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律

第33号) 第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例第73条の2第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧について適用する。

- 2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例第73条の3第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例第73条の2第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧について適用する。

- 2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例第73条の3第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する

## 告 示

### 宮津市告示第80号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付で認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

#### 記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省 略>  
氏名 谷 口 健
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。  
令和4年5月11日

宮津市長 城 崎 雅 文

\* \* \*

### 宮津市告示第81号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成14年9月27日付で認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

#### 記

- 1 地縁による団体名 大久保自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 馬場重彰

3 変更年月日 令和4年4月17日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

令和4年5月11日

宮津市長 城崎雅文

\* \* \*

宮津市告示第82号

宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年5月11日

宮津市長 城崎雅文

宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成27年告示第129号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 棚田地域振興活動加算の項中「

田	10,000円
畑	10,000円

を

」

「

田	急傾斜	10,000円
	超急傾斜	14,000円
畑	急傾斜	10,000円
	超急傾斜	14,000円

に改める。

」

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、令和4年度分の交付金から適用する。

\* \* \*

宮津市告示第83号

令和4年第3回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月16日

宮津市長 城崎雅文

1 期 日 令和4年5月23日

2 場 所 宮津市議会議事堂

\* \* \*

宮津市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付で認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 上司自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 濱 口 芳 彰

3 変更年月日 令和4年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。  
令和4年5月18日

宮津市長 城 崎 雅 文

\* \* \*

宮津市告示第85号

宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。  
令和4年5月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金交付要綱（令和3年告示第98号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市事業者成長支援補助金交付要綱

第1条中「テレワークの導入等のデジタル化対応」を「デジタル化対応、販路開拓」に改める。

第2条第1号中「令和2年度以前の」を「交付申請日の属する年度の前年度以前」に改める。

第4条中「宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金交付申請書」を「宮津市事業者成長支援補助金交付申請書」に改める。

第5条中「宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金事業計画変更等承認申請書」を「宮津市事業者成長支援補助金事業計画変更等承認申請書」に改める。

第6条中「宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金実績報告書」を「宮津市事業者成長支援補助金実績報告書」に改める。

第8条中「宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金交付申請書」を「宮津市事業者成長支援補助金交付申請書」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

事業区分	内容	補助対象経費	補助金の額
1 デジタル化対応事業	(1) キャッシュレス決済の導入等 (2) 店舗等のWi-Fi整備、ECサイト（電子商取引サービスを提供するウェブサイトであって、商品の購入から決済までの商取引を行うことができる機能を有するものをいう。）の構築等 (3) 会計システムの改修等事業所の経営改善に資するもの等	次に掲げる経費。ただし、パソコン、タブレット等の汎用性の高い機器の購入費並びに消費税及び地方消費税を除く。 (1) 事業の実施に係る設備投資等の経費であって市長が必要と認める経費 (2) 事業の実施に係る外部専門家の指導・助言等に要する経費であって市長が必要と認める経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、15万円を限度とする。

2 販路開拓事業	製品、サービス等の売上向上のために行う不特定多数を対象とした展示会、見本市又は商談会への出展		
3 副業・兼業人材活用事業	生産性向上又は経営課題解決のために行う副業・兼業人材の活用		
4 複数事業者での調査研究事業	複数の事業者が連携して新商品・サービスの開発に向けた調査研究等		

備考

- 1 補助対象事業が国、府等の補助金等の交付を受けるときは、この表による補助対象経費から当該補助金の対象経費を除いた経費を補助対象経費とする。
- 2 同一の補助対象者が複数の事業区分を対象とすることはできない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市事業者成長支援補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

\* \* \*

宮津市告示第86号

宮津市チャレンジおうえん補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年5月20日

宮津市長 城崎雅文

宮津市チャレンジおうえん補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市チャレンジおうえん補助金交付要綱（令和3年告示第114号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2号を次のように改める。

- (2) 新たなものづくり 設備投資を伴う市内農林水産物等の地域資源を活用した商品開発・改良を行うものをいう。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

\* \* \*

宮津市告示第87号

宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年5月20日

宮津市長 城崎雅文

宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金交付要綱（令和3年告示第142号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市新型コロナウイルス対応事業再構築補助金交付要綱

第2条第2号を次のように改める。

(2) 新たなものづくり 設備投資を伴う市内農林水産物等の地域資源を活用した商品開発・改良を行うものをいう。

第6条中「宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金交付申請書」を「宮津市新型コロナウイルス対応事業再構築補助金交付申請書」に改める。

第7条中「宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金事業計画変更等承認申請書」を「宮津市新型コロナウイルス対応事業再構築補助金事業計画変更等承認申請書」に改める。

第8条中「宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金実績報告書」を「宮津市新型コロナウイルス対応事業再構築補助金実績報告書」に改める。

第10条中「宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金交付申請書」を「宮津市新型コロナウイルス対応事業再構築補助金交付申請書」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(審査会)

第10条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、関係団体で構成する審査会の意見を聴くものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市新型コロナウイルス対応事業再構築補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

————— \* \* \* —————

宮津市告示第88号

宮津市景観まちづくり事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年5月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市景観まちづくり事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市景観まちづくり事業補助金交付要綱（平成26年告示第35号）の一部を次のように改正する。

第5条中「補助対象事業を実施する日の2か月前までに」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第5条の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

————— \* \* \* —————

宮津市告示第89号

宮津市大学等連携事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年5月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市大学等連携事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市大学等連携事業補助金交付要綱（令和元年告示第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第6条の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

————— \* \* \* —————

宮津市告示第90号

令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年6月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付

## 金) 支給事務実施要綱の一部を改正する要綱

令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱（令和4年告示第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和3年度」を「令和4年度」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「令和3年12月10日（以下「基準日」という。）」を「基準日（令和3年12月10日。ただし、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対する給付については、令和4年6月1日とする。）」に、「世帯主とする。」の次に「ただし、第2号に掲げる令和4年1月以降の家計急変世帯については、この限りでない。」を加え、同条第1項第1号中「令和3年度分」の次に「又は令和4年度分」を加え、同項第2号中「令和3年1月」を「令和4年1月」に、「令和3年度分」を「令和4年度分」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「世帯は」を「世帯には」に改め、同項第1号中「家計急変世帯」の次に「（当該者が前項第1号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前項第1号の規定にかかわらず、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付について、既に本給付金の支給を受けた世帯（令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。）と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の第2条の規定により支給対象者となった令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯及び家計急変世帯の世帯主等から申請書等が市長に提出された給付については、なお従前の例による。

\* \* \*

## 宮津市告示第91号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第2号）第1条の規定により自治功労者及び篤志家として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

令和4年6月1日

宮津市長 城崎雅文

## 自治功労者 功 績

宇都宮 直 財産区管理会委員

中村 尚志 消防団幹部

松岡 照幸 民生児童委員

宮本 光雄 公民館長

## 篤志家

<省略> 金員の寄附

## 公 告

## 宮津市公告第14号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年5月10日

宮津市長 城崎雅文

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

閲覧請求機関の名称又は閲覧者	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省 自衛隊京都地方協力本部長	自衛官等の募集のため適齢者情報の収集を行う。	令和3年12月23日	平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた男女129人

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧請求機関の名称及び代表者氏名 (閲覧委託者又は機関名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人システム科学研究 所 専務理事 丹下 真啓 (京都府政策企画部総合政策課)	「令和3年度京都府民の意識調査」の調査対象者を抽出する。	令和3年4月21日	市内全域の満20歳以上の男女計103人
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 (日本放送協会営業局長 吉田 健)	「受信契約状況実態調査(テレビ放送に関するアンケート)」の調査対象者を抽出する。	令和3年6月22日	18歳以上の宇須津、宇住吉、宇惣地区の男女計20人
株式会社協和コンサルタンツ 京都営業所 所長 佐々木 泰輝 (京都府建設交通部道路建設課)	「近畿圏パーソントリップ調査」の調査対象者を抽出する。	令和3年7月1日 令和3年7月2日	市内全域の5歳以上の男女計1,422人

\* \* \*

宮津市公告第15号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和4年5月11日

宮津市長 城崎 雅文

(以下揭示済)

\* \* \*

宮津市公告第16号

宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項

令和4年度宮津市職員採用試験【前期試験】を次のとおり実施します。

令和4年5月12日

宮津市長 城崎 雅文

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 一般試験

試験区分	受 験 資 格

一般事務職	平成6年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和5年3月末日までに卒業見込みの方 ※ただし、令和5年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。
土木技術職	平成6年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は令和5年3月末日までに卒業見込みの方 ※ただし、令和5年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。
保健師	平成6年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（令和5年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）

※ 「保健師」において、免許等を取得見込みで受験した方が、令和5年3月末日までに免許等を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(2) 社会人試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和62年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方 ② 民間企業等で職務経験が5年以上ある方（令和4年5月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。 【次のいずれかの職務経験等を有する方を特に求めています】 ・移住・定住支援業務の経験者 ・地域経済の活性化や経営支援、経営合理化、金融業務等の経験者 ・広報活動、情報発信業務の経験者 など

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(3) 採用予定者数 ((1)一般試験と(2)社会人試験の合計人数)

試験区分	採用予定者数
一般事務職	若干名
土木技術職	若干名
保健師	若干名

2 試験の日時及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	令和4年7月10日（日） 午前8時30分（午前8時20分集合）	令和4年8月6日（土） 又は8月7日（日）※予定
場 所	宮津市福祉・教育総合プラザ （宮津シーサンドマートミップル内）	宮津市役所

■ 新型コロナウイルス感染症対策のため、会場等を変更する可能性があります。

3 試験方法及び内容

(1) 一般試験

## 第1次試験

## ①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	基礎試験（一般教養試験またはSPI3）・作文・適性検査
土木技術職	基礎試験（一般教養試験またはSPI3）・専門試験（土木）・適性検査
保健師	基礎試験（一般教養試験またはSPI3）・専門試験（保健師）・適性検査

※試験科目の教養試験については、一般教養試験またはSPI3のいずれかを選択して受験することができます。

## ②試験方法・内容

基礎試験 (いずれかの試験型を選択)	<b>【教養試験型】</b> <一般教養試験> マークシート方式・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能 <適性診断検査※> マークシート方式・検査時間35分間
	<b>【SPI試験型】</b> マークシート方式・試験時間1時間50分 言語能力及び数的情報、論理的思考力を必要とする非言語能力の測定・ 性格検査※
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題 試験時間2時間（高校卒、保健師は1時間30分）
土木 (大学・短大・高専卒)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
土木 (高校卒)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作文	筆記試験 試験時間50分

※適性診断検査及び性格検査は、2次試験の参考資料にのみ使用します。

## 第2次試験

## 個別面接

## (2) 社会人試験

## 第1次試験

## ①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	基礎試験（職務基礎力試験またはSPI3）・作文

※試験科目の教養試験については、一般教養試験またはSPI3のいずれかを選択して受験することができます。

## ②試験方法・内容

基礎試験 (いずれかの試験型を選択)	<p><b>【教養試験型】</b>                  &lt;職務基礎力試験&gt;                  マークシート方式・出題数 75 題・試験時間 1 時間 30 分                  (出題分野)                  社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考を問う分野の 3 分野から出題                  &lt;職務適応性検査※&gt;                  マークシート方式・試験時間 20 分</p>
	<p><b>【SPI 試験型】</b>                  マークシート方式・試験時間 1 時間 50 分                  言語能力及び数的情報、論理的思考力を必要とする非言語能力の測定・性格検査※</p>
作文	<p>作文については、下記の記入要領に基づき、<u>試験日当日に持参し、提出してください。</u>  <b>【作文の記入要領】</b>                  課題：「自らの職務経験を宮津市政に活かす方策について」                  上記の課題について、次に掲げる項目に従って、A4用紙に1200字以内で記述してください。(手書き作成、Word等で作成いづれも可。フォント、字体の指定はありません。受験番号を記載の上、氏名は自署してください。)                  (1) 応募する職種に関する分野において、宮津市又は地方自治体を取り巻く現状・課題認識                  (2) (1)の現状・課題を踏まえ、自らの職務経験を宮津市政にどう活かしていきたいか</p>

※職務適応性検査及び性格検査は、2次試験の参考資料にのみ使用します。

第2次試験

個別面接

自らの職務経験や宮津市政への活かし方等について、プレゼンテーション方式で説明・提案していただきます。

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次合格発表	7月下旬(予定)	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	8月中下旬(予定)	

※電話による可否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登載し、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、令和6年3月31日までです。

6 採用予定年月日

令和5年4月1日

※既に基準学歴の学校を卒業している方又は資格職で既に資格を有する方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、令和4年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

提出書類	<p>《一般試験》                  ①受験申込書(写真は、申込前6か月以内に撮影した上半身前向き)                  ※基礎試験において受験する試験(教養試験型またはSPI試験型)を選択して申込みしてください。                  ②最終学校の卒業証明書(卒業証書の写し可)又は卒業見込証明書                  ③最終学年までの成績証明書                  ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。                  ④保健師免許状の写し(保健師受験者のみ。)                  ※取得見込で受験される方は受験申込時には不要。</p>
------	---

	<p>《社会人試験》</p> <p>①受験申込書（写真は、申込前6か月以内に撮影した上半身前向き）                  ※基礎試験において受験する試験（教養試験型またはSPI試験型）を選択して申込みしてください。</p> <p>②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）</p> <p>③最終学年までの成績証明書                  ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。                  ※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書を提出してください。</p> <p>④職務経歴書                  封筒の表に「職員採用試験」と朱書きし、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、84円切手を貼ったもの）を同封してください。</p>
申込先	宮津市役所 総務部 総務課 職員係（本館3階）

（注）宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。（ホームページアドレス <https://www.city.miyazu.kyoto.jp>）

8 受験申込みの受付期間

令和4年5月12日(木)から令和4年6月16日(木)まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※郵送の場合は、6月16日(木)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※受験票は、募集期間終了後に申込者へ郵送しますが、6月28日(火)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※身体等に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。なお、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

※拡大鏡の使用、ルーペの持込み、人口内耳の装用、補聴器の使用、車椅子の使用は可能です。

9 給与等

(令和4年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	182,200円	163,100円	150,600円

※社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合得点	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階（総務部総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
第2次試験		総合順位		

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手 345 番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121 内線 231・232

【参考】

地方公務員法第16条（抄）

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
会場位置図（略）

————— \* \* \* —————

#### 宮津市公告第17号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和4年5月20日

宮津市長 城崎雅文

#### 1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃（円）	戸数	規格
タヶ丘	宮津市字須津	22,800～44,700	1	2DK
東波路	宮津市字波路	21,900～43,000	1	3DK
宮村上	宮津市字宮村	25,600～50,700	2	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,500～32,300	1	3DK
		10,200～20,100	1	2DK

#### 2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

#### 3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

#### 4 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年6月1日（水）から令和4年6月15日（水）まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

#### 5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

#### 6 入居時期 令和4年8月下旬

————— \* \* \* —————

#### 宮津市公告第18号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和4年度農用地利用集積計画（令和4年5月13日付け宮農委第10号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和4年5月20日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和4年5月20日  
至 令和4年6月8日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— \* \* \* —————

宮津市公告第19号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和4年5月20日

宮津市長 城崎雅文

（以下掲示済）

————— \* \* \* —————

## 水道企業

### 《告示》

宮津市上下水道告示第11号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和4年5月16日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮下水道指定第145号

- (1) 名称 株式会社アクアテック
- (2) 所在地 福知山市字猪崎3412番地
- (3) 代表者 代表取締役 三穂 恭規
- (4) 指定期間 令和4年5月16日から令和8年12月31日まで

————— \* \* \* —————

## 教育委員会

### 《告示》

宮津市教育委員会告示第11号

令和4年第7回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月20日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

1 日時 令和4年5月24日（火）午後1時00分

2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

————— \* \* \* —————

## 選挙管理委員会

### 《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第24号

令和4年6月19日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のように定める。

令和4年5月11日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前田良二

1 被登録資格の決定の基準となる日

令和4年6月11日

ただし、年齢については令和4年6月19日

2 登録を行う日

令和4年6月11日

————— \* \* \* —————

宮津市選挙管理委員会告示第25号

宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月12日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前田良二

宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

宮津市公職選挙事務執行規程（昭和59年選管告示第5号）の一部を次のように改正する。

第48条の5第1項中「記入し、」を「署名又は記名」に改め、同条第2項及び第3項中「16,000枚」を「法定枚数」に改める。

様式第19号の2中「宮津市長選挙」を「選挙」に改める。

様式第19号の3中「宮津市長選挙」を「選挙」に改める。

様式第19号の4中「宮津市長選挙」を「選挙」に改める。

様式第19号の9中「15,800円」を「16,100円」に改める。

様式第19号の10中「310,500円」を「316,250円」に、「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

様式第19号の11その1（別紙その2）第1号の表中「15,300円」を「16,100円」に改め、同様式その2（別紙）の表備考2中「301,875円」を「316,250円」に、「510円48銭」を「541円31銭」に改める。

様式第53号中「753円」を「1,050円」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市選挙管理委員会告示第26号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月1日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前田良二

297人

\* \* \*

## 宮津市選挙管理委員会告示第27号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

4, 947人

\* \* \*

## 宮津市選挙管理委員会告示第28号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

2, 474人

\* \* \*

## 農業委員会

### 《告 示》

## 宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和4年5月6日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和4年5月13日（金） 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（ミッブル3階）第1コミュニティールーム
- 3 議 題
  - 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - 議案第18号 非農地証明交付申請の承認について
  - 議案第19号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について
  - 議案第20号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について